

令和8年2月5日

事業主 代表者 様

新潟県産業労働部
しごと定住促進課長

雪下ろし作業のための休暇取得への配慮について

本県の労働施策の推進につきまして、日ごろ格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年1月21日からの大雪により、県内のいくつかの市町村に災害救助法が適用されています。しかし、県内では過疎・高齢化などに伴い、地域の雪処理への対応力の低下、雪処理の担い手不足が課題となっています。

このため県としては、市町村等関係機関と連携を図り、豪雪地である当県の雪処理担い手を円滑に確保することにより、県民生活の安全・安心の確保に努めることとしています。

ついでには、貴団体におかれましては、傘下の団体及び企業に対して、豪雪地域の親族宅等の雪下ろし作業のための休暇取得への配慮について周知くださるようお願いいたします。

しごと定住促進課 働き方改革推進室 担当：生田、佐々木 電話：025(280)5260
